

岩手県告示第114号

浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に関する規程（昭和60年岩手県告示第977号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例</u>（昭和60年岩手県条例第30号）第4条第3項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧所における閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>浄化槽法施行条例</u>（昭和60年岩手県条例第30号）第4条第3項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧所における閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和2年3月6日から施行する。